

## 関東信越国税局からのお知らせ

関東信越国税局では、平成 29 年 7 月から、従来、各税務署が行っていた文書照会等の事務の一部について、「関東信越国税局 文書照会センター」（以下「文書照会センター」といいます。）において集中処理しています。

文書照会センターにおける事務の概要は次のとおりですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

項 目	内 容 等
名 称 等	<p>名 称：関東信越国税局 文書照会センター</p> <p>所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館</p> <p>電 話：0 5 7 0 - 0 0 5 9 0 1（全国一律市内通話料金）</p> <p>※、受付時間：平日 午前 9 時～午後 5 時</p> <p style="text-align: center;">〔 携帯電話・PHS でご利用の場合は、通常の見話料金になります。〕 〔 また、IP 電話ではご利用いただけない場合があります。 〕</p>
事 務 の 内 容	<p>1 照会文書の発送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 照会文書を文書照会センターから発送します。</li> <li>○ 照会文書に対する問合せ先及び回答書の提出先は、文書照会センターとなります（ただし、申告書や届出書など、照会文書の回答書以外の提出先は所轄税務署となります。）。</li> </ul> <p>2 電話照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 回答期限までにご回答いただけなかった場合などには、文書照会センターから、電話による問合せをさせていただくことがあります。</li> </ul>
対 象 税 務 署	関東信越国税局管内 全 63 税務署

～税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください～

### 被害に遭わないための注意事項

- 1 税務職員が納税者の皆様に電話で問合せする場合は、ご提出いただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- 2 税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはありません。
- 3 税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。